

○中村学園大学(含む短期大学部)メディアセンター規程

平成31年4月1日

制定

(設置)

第1条 中村学園大学及び中村学園大学短期大学部(以下「本学」という。)の共同施設として、メディアセンターを置く。

(設置の目的)

第2条 メディアセンターは、本学の学術情報資料の収集、整理、提供を担い、教育・研究並びに大学運営のための円滑かつ効率的な利用を推進することを目的とする。

(センター長)

第3条 センター長は、教授又は准教授の中から学長が任命する。

2 任期は2年とし、再任を妨げない。

(メディアセンター委員会)

第4条 メディアセンターの学術情報資料を収集・管理・運用するため、メディアセンター委員会を置く。

2 メディアセンター委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(メディアセンターの利用等)

第5条 この規程に定めるもののほか、メディアセンターの利用、並びにメディアセンター資料の管理と運用などに関して必要な諸規程等は、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和6年7月1日から施行する。